

東海市選挙管理委員会告示第15号

令和7年4月20日執行の東海市長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

令和7年4月11日

東海市選挙管理委員会委員長 稗 田 とし恵